

修理等役務の概算契約に関する特約条項

甲及び乙は、概算契約に関し、次の特約条項を定める。

(契約金額)

第1条 この契約の契約金額は、概算金額とし、乙に支払われる代金の金額は、本特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

2 前項に定める契約金額は、内訳書（別紙）のとおりとする。

(契約金額内訳書の提出)

第2条 乙は、甲が特に指示する場合、速やかに前条第2項に定める内訳書により計算内訳書を甲に提出するものとする。

(契約金額の確定)

第3条 第1条に定める概算金額は、令和 年 月 日までに確定するものとする。

2 第1条及び前項に定める金額について、甲乙協議が整わないときは、甲の査定するところにより確定することができる。

3 第1項に定める確定すべき金額は、この契約の履行のため支出し、負担した費用及び支出し負担すべき費用について、第1条第2項に定める内訳書により計算した額とする。ただし、実際に要した費用であっても、乙の故意又は過失若しくは管理の不適切等により乙の負担となるものにあつては、これを費用から除くものとする。

(費用の報告及び契約上の措置)

第4条 乙は、この契約の給付完了に要する費用の発生額及び見込額の総額について、これが第1条第2項の契約金額と同額の場合を除き、発生・見込額報告書の提出について（以下「報告書」という。）（別紙様式第1）により、速やかに甲に報告しなければならない。

2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の前々月の最終営業日までに提出しなければならない。

3 甲は、第1項の報告書を審査検討の結果、第1条第2項に定める内訳書に示す基準により、契約金額の超過若しくは減額が見込まれるときは、甲乙協議のうえ所要の措置を行うことができる。

4 甲は、乙が契約金額の超過を予想しながら第2項に定める期限までに報告書の提出を怠ったときは、甲の査定するところにより契約金額を確定することができる。

(確定見積書の提出)

第5条 乙は、第3条に定める契約金額を確定するため、確定見積書（別紙様式第2）を

作成し、部品等を使用した場合は、使用部品明細書又は外注共通仕様書に定める診断報告書（官給品、業者負担品等の区分が確定した使用部品一覧を含む。）を添付し、確定日の1か月前までに甲に提出しなければならない。

- 2 前項に定める期限までに確定見積書の提出を怠ったときは、甲の査定するところにより契約金額を確定することができる。

（適用経費率）

第6条 契約金額を確定するための経費率は、契約金額確定の時期までに設定した甲の認める最新の経費率を適用する。ただし、これにより難いときは甲乙協議して定めるものとする。

（原価計算手続の確認）

第7条 乙は、契約締結後、速やかに原価計算手続について甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けている場合はこの限りでない。

- 2 乙は、前項に定める確認済の手続を変更しようとするときは、理由を付して甲に届け出て、その確認を受けなければならない。

（原価監査）

第8条 甲は、この契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した確定見積書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、乙の営業所、工場その他の関係場所に原価監査官を派遣するものとする。
- 3 下請負者の原価監査については、「下請負者に対する原価監査に関する特約条項」が付されている場合において、当該特約条項に定めるところにより実施する。
- 4 甲は、原価監査を行うに当たり、乙の協力を得られないときは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を乙の計算によらず査定により決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第9条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- （1）確定見積書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記載された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記載された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
 - (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
 - (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理費及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
 - (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
 - (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項
- (原価監査の実施に係る保障)

第10条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
- (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第11条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）につ

いて、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

内 訳 書

計算内訳

費 目	確定または、限度の基準
直 接 材 料 費	()
加 工 費	()
直 接 経 費	()
販 売 直 接 費	()
総 利 益	()
梱 包 輸 送 費	()
消費税額及び 地方消費税額	()

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第 3 補給処調達部長
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生見込額が、契約金額より 円
(増額) (減額) になると予想されますので、特約条項に基づき報告します。

記

- 1 統 制 番 号 :
- 2 契約番号 (年月日) :
- 3 契 約 品 名 :
- 4 契 約 金 額 :
- 5 納 期 :
- 6 確 定 期 日 :
- 7 科 目 :

区分 費目	金額内訳 A	発生実際額 B	発生見込額 C	合 計 D=B+C	過不足額 E=A-D	備 考

注：年月日における年は、元号表記とする。

別紙様式第 2

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第 3 補給処調達部長
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

確定見積書の提出について

標記について、下記契約に係る確定見積書を特約条項に基づき提出します。

記

- 1 統 制 番 号 :
- 2 契約番号 (年月日) :
- 3 契 約 品 名 :
- 4 契 約 金 額 :
- 5 納 期 :

区分 費目	実 際 原 価	予 想 原 価	合 計	備 考

注：1 計算費目の内訳は、会社の原価計算手続による。
2 年月日における年は、元号表記とする。